

閱覽用

令和2年 第4回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年4月6日
神崎市農業委員会

令和2年 第4回神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年4月6日(月) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

12番 真島 満委員 13番 吉浦文雄委員

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 57件

議案第2号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

農政農地係 主事 藤原 碧

【農政水産課職員】

農政水産課 主事 川端晃博

商工観光課 主事 山田昇平（前 農政水産課）

6 会議の概要

（開会）

事務局長

皆様、おはようございます。 本日はご多忙の中、新型コロナ感染予防対策等もあって難しい時期ではございますが、本総会の開催については格別なご理解とご協力のもとご出席いただきましたこと、大変ありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。そして、事務局の方もマスクを着用して総会を進めさせていただきます。 よろしくお願いたします。

令和2年 第4回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会 長

先ほど今、局長の方からもコロナの話がありましたけれども、東京の方ではですね今、農業に関する事なんですけれども、米の争奪戦、米の奪い合いになってる。うちの弟が1週間ほど前に言ってきたんですけれどもね、店に勤めているんですけれども、店に1週間に1ぺん米が入荷したらですね、1時間で無くなる。そして今まで買ってくれた人が5キロ袋をですね、10キロ袋を買って何袋も持っていくけん、来ても全然無い。例えば水曜日に入っても順番待ちと。そんな状況だそうです。

そしたら、こっちの方はどうかと、経済の方もちょっと聞いたんですけれども、福岡の方でも表面には出らんけれども内々もう動きだしよると。米騒動ですね。大変なことになってきよるということで。

それと同時に、東京の方では野菜が今からは余計に入らんじゃなかるうかという風な状況になってきているそうなんですよ。まずトラックが動かない。そういうことと、産地の方も思うように出せないというところで。

先日の農業新聞でも皆さんご存じのとおり、東北の方がですね、雪が降らないで、あんまり雪がないもんですので田植えができないという状況に今なりつつあるということですね。ですから農業相の者が今年一体どうゆうものになるかってことが見えないような状況になりました。

長くなってしまいましたが、それでは、只今から令和2年第4回の神崎市農業委員会総会を開催します。

(総会の成立)

事務局長

それでは、本日は全員ご出席です。定足数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、12番 真島委員と、13番 吉浦副会長を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 57件

議案第2号 農振除外申請に伴う事前審査について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 4件

以上、2議案の58件と、1報告の4件です。ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議長

議案第1号をご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書の総括表を基に説明】

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規3件、再設定30件、計33件、内訳は田104筆 205,628㎡、畑6筆 4,221㎡、計110筆 209,849㎡

千代田町 新規2件、再設定17件、計19件、内訳は田29筆 57,596㎡

脊振町 新規1件、再設定4件、計5件、内訳は田18筆 18,852㎡、畑4筆 2,887㎡、計22筆 21,739㎡

神崎市 合計57件、内訳は田151筆 282,076㎡、畑10筆 7,108㎡、計161筆 289,184㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

次に、議案書2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田20筆 51,208㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。はい、國部委員さんどうぞ。

8番 國部委員

あの、國部です。10aあたりの賃借料のところ、使用貸借権設定って

あるんですけれども、面積があまりにも大きいので、これは、二人の間では何か関係があるんですかね？

事務局

少々お待ちください。(資料を確認する。)

お答えします。関係性まではお伺いしていないんですけれども、期間借地だからかなあと予想されます。麦の期間だけ期間借地されますという申し出です。

8番 國部委員

あっ、そうですか。それならわかりました。

議長

よろしいですかね。他にありませんか。
(異議なしの声あり)

議長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

ありがとうございました、全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議長

次に、議案書3ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定についてですが、議事参与に制限にかかる案件を先に審議します。

4ページの番号12番は、4番 野田委員が議事参与の制限を受けますので、野田委員の退室を求めます。

(4番 野田委員の退室を確認)

議長

それでは、番号12番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、神埼町再設定12番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆 5, 708㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(なしの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号12番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

それでは、4番 野田委員の入室を許可します。

(4番 野田委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、議案書3ページから5ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号12番を除く、1番から30番について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

先程の12番を除きまして、議案書3ページの神埼町再設定1番から5ページの30番の申し出について説明します。

設定する内容は、田80筆 148, 712㎡、畑6筆 4, 221㎡、計86筆 152, 933㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号12番を除く、1番から30番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書6ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番と2番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、千代田町新規1番と2番の申し出について説明します。設定する内容は、田2筆 5, 487㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、議案書7ページからの、農用地利用集積計画、千代田町再設定についてですが、議事参与に制限にかかる案件を先に審議します。

7ページの番号5番は、3番 城野委員が議事参与の制限を受けますので、城野委員の退室を求めます。

(3番 城野委員の退室を確認)

議 長

それでは、番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

議案書7ページの、千代田町再設定5番の申し出について説明します。

設定する内容は、田1筆 2, 439㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

それでは、3番 城野委員の入室を許可します。

(3番 城野委員の入室、着席を確認)

議 長

次に7ページから8ページの、農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号5番を除く、1番から17番について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

先程の5番を除きまして、議案書7ページの千代田町再設定1番から8ページ17番の申し出について説明します。

設定する内容は、田26筆 49, 670㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。 よろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号5番を除く、1番から17番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、9ページの農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

議案書9ページの 脊振町 新規 1番から申し出について説明します。
設定する内容は、田1筆 1, 698㎡となっております。
その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。
(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、10ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番から4番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、議案書を基に説明】

議案書10ページの、脊振町再設定1番から4番の申し出について説明します。設定する内容は、田17筆 17, 154㎡、畑4筆 2, 887㎡、計21筆 20, 041㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番から4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課 入室)

(議案第2号 農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第2号をご覧ください。

議案第2号、農振除外申請に伴う事前審査について議題とします。議案書に基づき、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第2号、議案書を基に説明】

農政水産課でございます。議案第2号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町の1件の、計1件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番、千代田町崎村地区の〇〇として、田1筆で、面積は2,066㎡となっております。詳細については、添付資料の確認をお願いします。

神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(審査採決)

議 長

議案第2号、農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

議 長

以上で、議案第2号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。農政水産課の方は、お疲れさまでした。

(農政水産課 退室)

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。

報告書の、受付番号1番から4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。

1ページから2ページに記載の受付番号1から4番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(なしの声あり)

議 長

ありませんか。よろしいでしょうか。はい、真島さんどうぞ。

12番 真島委員

あの12番の真島ですけど、この受付番号3番は、こい、この前あってもう解約なのってですね。賛成とか反対とかそんなんじゃないかってね、これ、えらい早かなあって思ったけんですね。

解約の申し入れが2月で、解約が3月って…。あっ！これは申し入れですね。勘違いしよった。だったら1年くらいは作っちゃったわけですね。

これは、この前出てもう解約しよいなんなあって思ったけんですね。わかりました。

議 長

よろしかったですかね。他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長

それでは無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第4回神崎市農業委員会総会を閉会します。

ご審議ありがとうございました。

10時00分 閉 会